



## 健康

### 7月1日は「AEDの日」

AEDは心臓がけいれんした状態(心室細動)を機械が自動的に解析し、電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器です。使用時は自動音声で操作方法が流れるため、どなたでも使用できます。

「埼玉県AEDマップ」を使えば、県内のAED設置場所をすぐに確認することができます。いざという時のために、自宅や職場付近のAED設置場所を把握しておきましょう。

問 県業務課  
医療機器等生産指導担当  
☎048-830-3640



市HP



## 高齢者・福祉

### 介護のお仕事就職・個別相談会in東松山

日 7月29日(水) 午後1時30分～3時30分

場 市民文化センター

対 介護の仕事に興味のある人、就職希望の人、施設担当者に直接相談したい人

内 1市7町1村(東松山市・嵐山町・滑川町・鳩山町・吉見町・川島町・小川町・ときがわ町・東秩父村)内の複数の介護施設担当者との個別相談会 ※入退場・服装自由

申 当日参加可

問 受託事業者 株式会社パンソライフケア(県介護人材確保総合推進事業事務局) ☎0120-121-767



### みんなきらめけ!!ハッピー体操

介護予防を目的とした体操です。

ところ	8月
高坂丘陵市民活動センター	4・18日(火)
大岡コミュニティセンター	
唐子地区体育館	6・20日(木)
大岡市民活動センター	
市民福祉センター	7・21日(金)
北地区体育館	
南地区体育館	14・28日(金)・17日(月)
野本市民活動センター	7・14・28日(金)

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センターは午後2時～3時30分)

対 市内在住の60歳以上

持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル・ヨガマット等(敷物用)、体育館履き、飲物

※事前申込みは不要。お住まいの近くの会場での参加をお願いします。

問 総合福祉エリア

☎22-5561  
☎25-3305  
高齢介護課  
☎21-1406  
☎22-7731



市HP

### 令和8年度いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨「ぼたん圓」と交換できます。

対 市内在住の65歳以上

ポイント付与期間

令和9年2月28日(日)まで

ぼたん圓交換申込期間

令和9年3月15日(月)まで

※申込みは年度内1回に限ります。

今月号掲載の対象事業	ページ
社会教育講座	13
ファミリー歯科健診	17
大人のための健康歯援プログラム	17
みんなきらめけ!!ハッピー体操	18
いきいき生活教室	20
目指せ健康長寿～ウォーキングのまちの健康づくり～	22

問 高齢介護課

☎21-1406  
☎22-7731



市HP

### 国民健康保険「資格確認書」等の送付

マイナ保険証(健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード)の有効状況に応じて、7月中旬に世帯主宛てに次のとおり書類を送付します。

マイナ保険証をお持ちでない人

現在交付している資格確認書の有効期限は7月31日までとなっているため、7月中旬に世帯主宛てに新しい「資格確認書」を送付します。届きましたら、内容をご確認の上、同封のご案内等をご覧ください。

マイナ保険証をお持ちの人

70歳未満

原則送付しません。これまでどおりマイナンバーカードを医療機関の窓口で提示して受診できます。

※氏名や住所などの情報に変更があった人には送付します。

70歳以上

保険の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を送付します。医療機関を受診の際は、これまでどおりマイナンバーカードを提示してください。

※後期高齢者医療制度については別で送付しています。同封されませんのでご注意ください。

問 保険年金課

☎21-1403 ☎23-0076

### 7月は虐待ゼロ推進月間

県では、早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を24時間365日受け付けています。虐待を発見した、虐待かもしれないなどの場合は「埼玉県虐待通報ダイヤル #7171(虐待ない、絶対ない社会へ)」に迷わず電話してください。

問 高齢介護課

☎22-7733 ☎22-7731

障害者福祉課(障害者虐待防止センター) ☎63-5032 ☎24-6066



県HP

## 介護保険料の所得基準が一部変わります(65歳以上の人)

令和7年に支給された老齢基礎年金(満額)が引き上げとなり、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、基準所得金額を見直す法改正が行われました。変更点は基準所得金額80万9,000円を82万6,500円とするものです。なお、ご自身の介護保険料額は7月に送付される介護保険料納入通知書又は介護保険料額決定通知書をご確認ください。

所得段階	対象	料率	年間保険料額	
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者もしくは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82万6,500円以下の人	基準額×0.285	19,400円	
第2段階	世帯全員が前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82万6,500円超120万円以下の人	基準額×0.485	33,100円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の場合 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.685	46,800円	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82万6,500円以下の人	基準額×0.90	61,500円	
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82万6,500円を超える人	基準額	68,400円	
第6段階	本人が住民税課税の場合	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	82,000円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	88,900円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	102,600円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	116,200円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	129,900円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	143,600円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	157,300円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	164,100円	

※基準額(第5段階の年額68,400円)に各段階の料率を乗じた額が年間保険料額となります。なお、料率を乗じた結果、100円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てます。

問 高齢介護課 ☎21-1460 ☎22-7731



市HP

## 後期高齢者医療制度「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の送付

7月中旬に新しい「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を郵送します。なお、8月からマイナ保険証利用促進のため資格確認書の交付対象が変更されます。詳細は下記のとおりです。

令和8年8月1日時点の年齢	資格確認書の交付
85歳以上	交付されます
84歳以下でマイナ保険証の利用登録をしていない人	交付されません(資格情報のお知らせが届きます)
84歳以下でマイナ保険証の利用登録している人	交付されません(資格情報のお知らせが届きます)

また、マイナ保険証を利用している84歳以下の人でも、申請により資格確認書の交付を受けることができます。

資格確認書

資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示することで、これまでの紙の保険証と同じように受診できます。

資格情報のお知らせ(資格情報通知書)

被保険者の資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)を記載した通知書で、マイナポータルでも同様の情報を確認することができます。マイナ保険証の利用ができない医療機関で受診する際は、マイナ保険証とともに提示することで受診が可能となります。資格情報のお知らせだけでは、受診できません。

問 保険年金課 ☎63-5004 ☎23-0076



市HP